

平成二十九年六月二十七日受領
答弁第四三三六号

内閣衆質一九三第四三六号

平成二十九年六月二十七日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 大島 理 森殿

衆議院議員本村賢太郎君提出小児がんに対する重粒子線治療への公的医療保険適用に関する質問に対し、
別紙答弁書を送付する。

衆議院議員本村賢太郎君提出小児がんに対する重粒子線治療への公的医療保険適用に関する質問に対する答弁書

一について

小児がんの中でも、切除非適応の骨軟部腫瘍については、重粒子線治療を保険適用の対象としているところであるが、その他の小児がんに対する重粒子線治療については、その研究が行われ、安全性、有効性等についての科学的知見が積み重ねられている状況にあると承知している。

二について

小児がん（切除非適応の骨軟部腫瘍を除く。）を含む一部のがんに対する重粒子線治療については、現在、先進医療で実施されているところであるが、その保険適用については、引き続き、先進医療会議において当該治療の安全性、有効性等について科学的な根拠に基づく評価を行った後に、中央社会保険医療協議会においてその可否について検討を行っていくこととなる。